

アライグマ被害対策研修会

令和元年9月11日



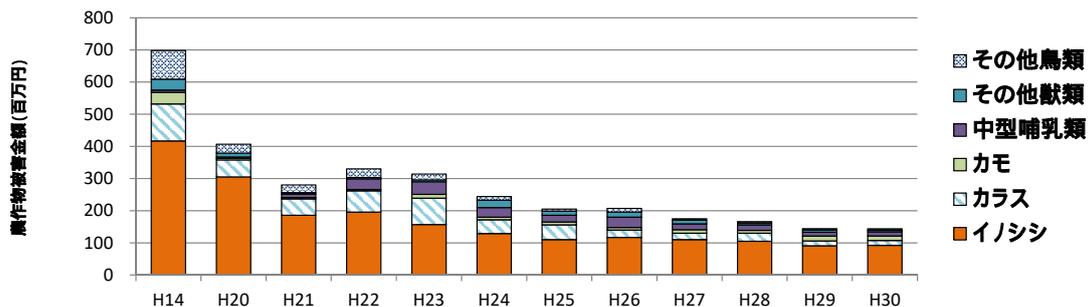
佐賀県農業技術防除センター

野生鳥獣による農作物被害（佐賀県）

野生鳥獣による農作物被害金額は、ここ20年でピークのH14年度の約5分の1まで減少。
H30年度の被害のうち、イノシシが全体の約6割を占め、カラス、カモ、中型哺乳類が約1割ずつを占めている。
侵入防止対策、捕獲対策、棲み分け対策の総合的な対策が進み、被害が減少している。

農作物被害金額の推移(単位:百万円)

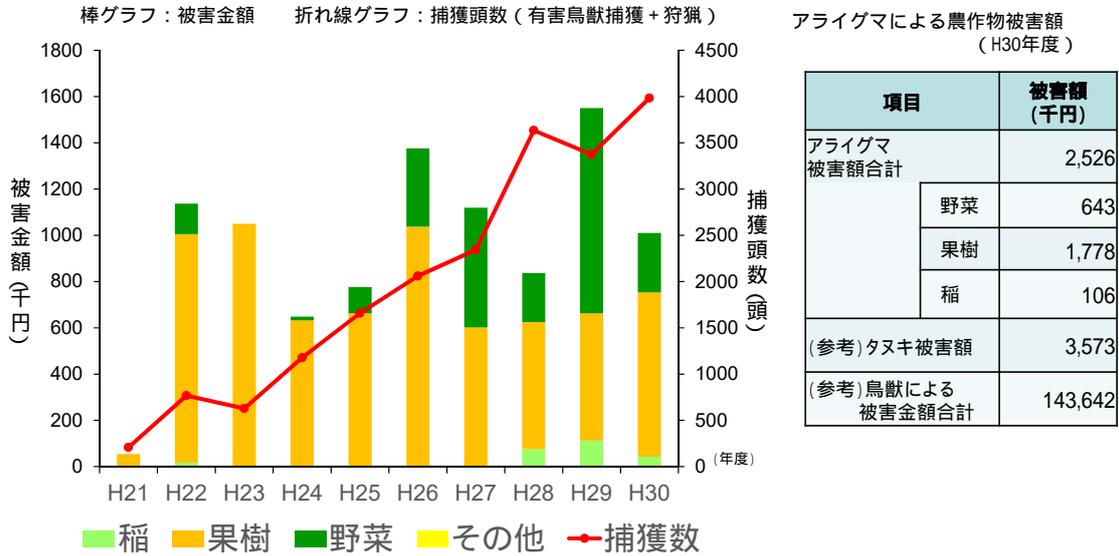
	H14	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
イノシシ	417	305	186	196	157	129	110	117	110	105	91	92
カラス	115	53	51	66	82	43	46	23	20	25	15	15
カモ	36	5	4	4	12	8	9	8	11	9	15	14
中型哺乳類	7	4	11	33	39	30	21	32	18	17	12	13
その他獣類	34	12	4	4	6	23	13	16	12	6	7	5
その他鳥類	89	28	24	27	18	11	6	11	4	4	4	4
合計	700	407	279	330	315	243	205	207	175	168	145	144



中型哺乳類: タヌキ、アナグマ、アライグマ
 その他獣類: サル、ウサギ、イタチ、ネズミなど
 その他鳥類: ヒヨドリ、ドバト、スズメ類、サギ類など

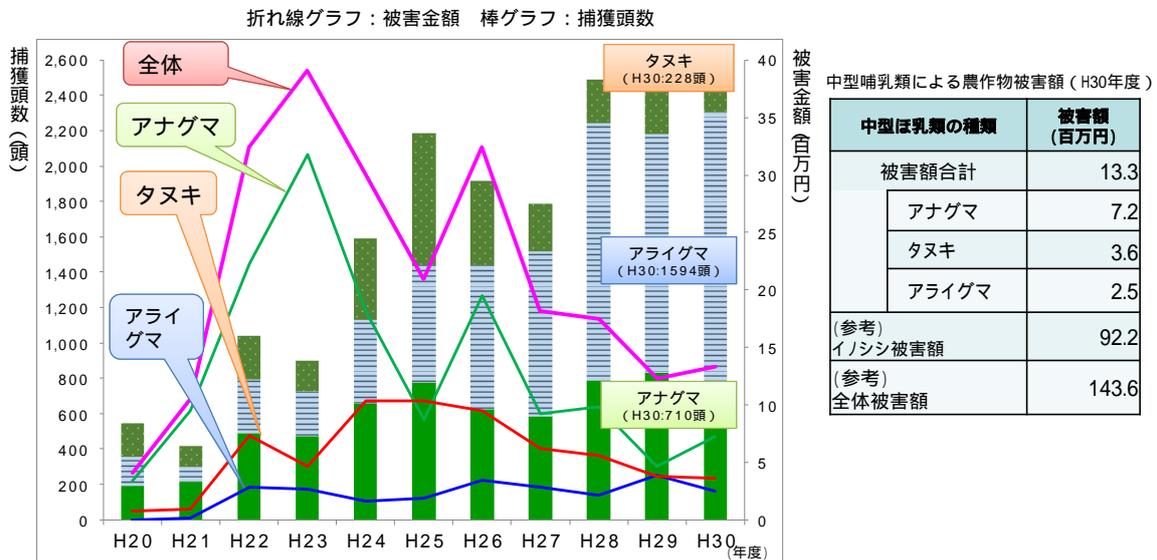
参考資料：アライグマによる農作物被害金額及び捕獲頭数の状況（平成21年度～30年度）

アライグマによるH30年度の農作物被害金額は約2,526千円で、うち果樹の被害金額は約1,778千円で全体の7割を占める。捕獲頭数（狩猟+有害鳥獣捕獲）については、H30年度は1,594頭で捕獲数は年々増加傾向。



中型哺乳類（アナグマ、アライグマ、タヌキ）による農作物被害及び捕獲の状況

中型哺乳類（アナグマ、アライグマ、タヌキ）によるH30年度の農作物被害金額は約13百万円。タヌキとアライグマの被害は減少したが、アナグマの被害が増加したため、被害金額は前年度より1百万円増加した。捕獲頭数（狩猟+有害鳥獣捕獲）については、2,532頭と前年度並み。





10/04/2016 21:18:28

食べ物

- ・雑食性で、小型ほ乳類、小鳥のヒナ・卵、魚、両生類、昆虫、果実など

アライグマの幼獣

すみか

- ・他の動物が掘った穴、木の洞などのほか、住宅の屋根裏、物置などに侵入し繁殖



行動特性

- ・夜行性で、森林や湿地帯から市街地まで多様な環境に生息。
- ・一般的には水に近い場所を好む。



繁殖

- ・1年ほどで性成熟し、2歳以上は妊娠率が高い。
- ・通常は春（3～6月頃）に1回出産。
- ・1回に平均3～4頭を出産、多い場合では、1回に6頭出産。

痕跡

- ・足の裏と5本の指と爪痕が明瞭に残る。
- ・糞はイヌに似る。糞には、植物の葉や種子、動物の骨や殻が含まれやすい。

被害

（農業被害）

ナシ、ブドウ、トウモロコシ、スイカ、メロン、イチゴ等の農作物、養鶏等に被害。

（生活被害等）

糞尿、破損、騒音など家屋に被害。

人や飼育動物への噛みつき。

感染症媒介のおそれ（アライグマ回虫、狂犬病等

現時点では国内では確認されていない）



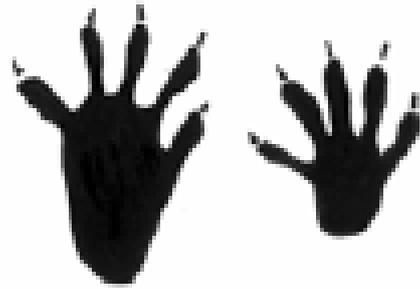
タヌキ



アナグマ



ハクビシン



アライグマ

実際の足跡



廃棄ミカンに集まるアライグマ



ブドウ被害

防護柵の導入事例



電気ネット柵（みやき町）



中型ほ乳類だけなら
<10cm+20cm>（小城市）



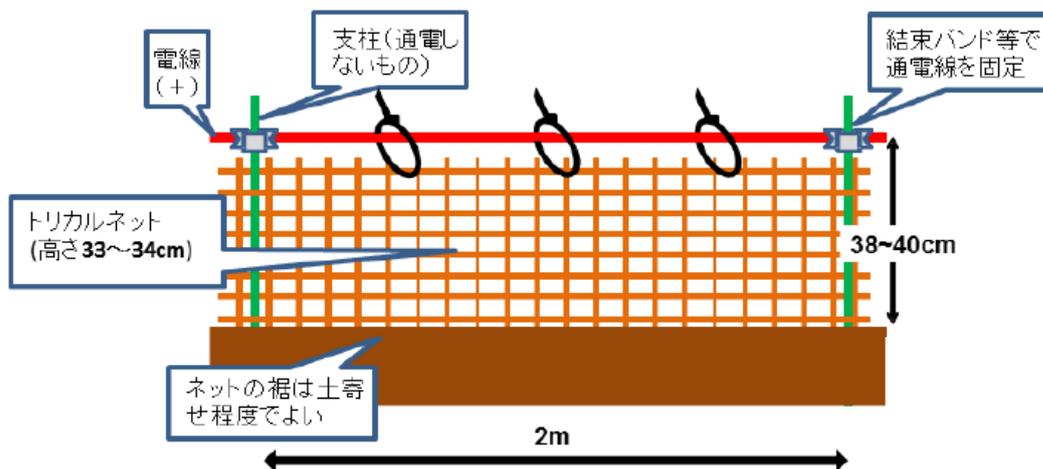
複合柵<WM + 電牧>（伊万里市）



複合柵<WM+ネット+電牧>
（小城市）

- 中型哺乳類用防護柵「^{らくらく}楽落くん」の設置
- 諸富 イチゴハウス

【楽落くん設置概要】 ポイント：絶妙な高さで感電するように誘導





佐賀県イノシシ等被害防止対策事業（県単）

有害鳥獣捕獲助成

捕獲委託費（弾代・保険料等）への助成
カラス捕獲強化月間にかかる委託費の助成
捕獲班設置への助成 < H31拡充 >

捕獲報償金の助成

捕獲報償金を交付するために要する経費の助成
補助率 1 / 2 以内
(捕獲報償金は県費上限
イノシシ1頭当たり 2,500円、
アライグマ1頭当たり1,000円)

電気牧柵への助成

国庫補助対象外の取組に対する助成
補助率 1 / 3 以内
離島に限りワイヤーメッシュ防護柵も対象

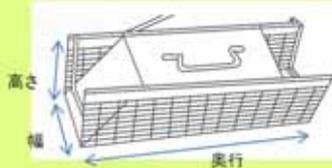
ワイヤーメッシュ柵・電気牧柵・わなへの助成

国庫要望箇所で、補助対象とならなかったものに対する助成
補助率 県 1 / 2 以内、ただし市町が 1 / 4 以上補助することが条件

第12次鳥獣保護管理事業計画（佐賀県） （有害鳥獣捕獲許可）

第11次計画で、狩猟免許が不要な場合を設定

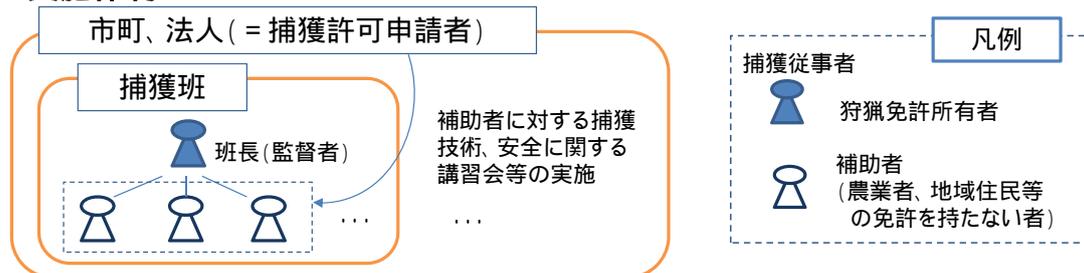
1. 銃器を使用しない捕獲班(わな)で、狩猟免許所持者(実際に捕獲する者)の補助者として、「見回りやわなのエサまき等」の活動をする場合
2. 自己の事業地に、農林業者自らが罠いわなを用いて捕獲する場合(狩猟者共済・保険の加入は必要)
3. アナグマやタヌキ等の小型鳥獣(イノシシは含まない)を、被害者の「栽培用ハウス(敷地を含む)」、「垣、柵等で囲まれた被害農地内」で、小型箱わな、つき網、手捕りにより捕獲する場合



3辺(幅、高さ、奥行)の計が160cm未満

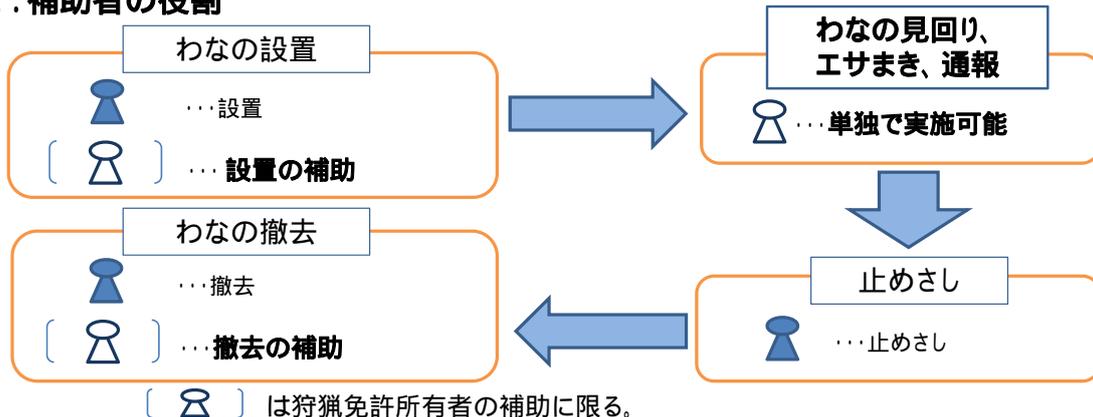
補助者を含む捕獲体制等のイメージ

1. 実施体制



設置できるわなの数は、狩猟免許所有者数に応じた数

2. 補助者の役割



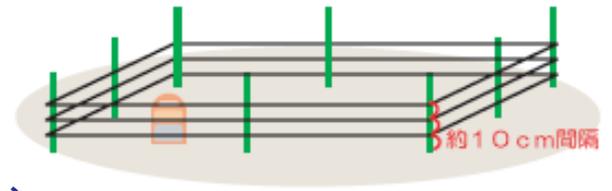
アライグマ対策のまとめ

1. 餌付けをしない

- ①農作物残さの適切な処理等
- ②農地や住宅周辺環境の整備

2. 適正な防護を行う

- ①農業被害
 - ・電気牧柵(柵線の高さ:10cm+20cm+40cm)
 - ・電気ネット柵
 - ・複合柵(ワイヤーメッシュ柵+電気牧柵)等
- ②生活被害
 - ・侵入口の閉鎖



電気柵

最も効果的な方法。架線を地面から約10cm間隔で3～4本張る。架線が草などに接触していると放電してしまうので、設置前及び設置期間中の草刈りが必要です。

3. 積極的な捕獲

- ①狩猟及び有害鳥獣捕獲に基づく捕獲
- ②アライグマ防除実施計画に基づく捕獲